

(検討課題 1 第 1 0 次改訂後資料 P 1 9)

(要検討事項)

兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めるか？

(案 1) 「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供」を認める。

(案 2) 「兄弟姉妹のみからの精子・卵子・胚の提供」を認める。

(案 3) 「姉妹等からの卵子の提供」のみ認める。精子・胚については、兄弟姉妹等からの提供を認めない。

(上記 3 案いずれの場合も)

子の福祉などを担保するためのカウンセリング体制の整備などの環境整備を条件とする。

(関連) カウンセリング、インフォームド・コンセントの内容 (検討課題 2)

(関連) 生まれた子の出自を知る権利 (検討課題 1 ・ 3)

(案 4) 「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供」は、(当分の間、) 認めない。

当分の間、認めない場合は、精子・卵子・胚を提供する人の匿名性が保持された生殖補助医療が実施されてから一定期間経過後、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療の実施の是非について再検討することとする。

() 精子・卵子・胚の提供者と提供を受ける者との属性の一致等の条件について

A B O 式血液型 (A 型 ・ B 型 ・ O 型 ・ A B 型) について、提供を受ける人の希望があり、かつ可能であれば、精子・卵子・胚の提供者と属性を合わせることが出来ること (合わせられない場合もあること)

A B O 式血液型以外の血液型 (R h 型血液型等) については必ずしも合わせることができないこと

提供された精子・卵子・胚を使用して第 1 子が生まれたのち、提供された精子・卵子・胚の残りを第 2 子のために使用することについて

(検討課題 1 第 1 0 次改訂後資料 P 2 0)

(要検討事項)

属性以外の提供を受ける者の希望に応えるか？また、応える場合、どこまで応えるか？

(第 2 子や第 3 子も同じ提供者から提供してほしい等)

提供された精子・卵子・胚を使用して第 1 子が生まれたのち、提供された精子・卵子・胚の残りを第 2 子のために使用することについては、

(案 1) 可能な限り認める。ただし、精子・卵子・胚を提供する際に、当該提供により、第 1 子だけでなく第 2 子も生まれる可能性があることについて、提供する人に対し、インフォームド・コンセントを取っておく。

(案 2) 認めない。

(3) 提供された精子・卵子・胚の保存について

() 提供された精子・卵子・胚の保存について

提供者の死亡が確認されたときには、提供した精子・卵子・胚は廃棄されること

胚提供を行った夫婦のうち、一方が死亡した場合は提供された胚は廃棄されることとする

提供した精子・卵子の保存期間は2年間であること

提供した胚及び、提供を受ける夫婦の精子・卵子と提供した精子・卵子とを受精させて得られた胚は、ともに保存期間が10年間であること

保存期間を超過した場合の取り扱いについて(提供者に返却する、廃棄する等)

(4) その他について

() 提供者に発生した副作用等に対する補償について

提供者への医学的検査・医療行為に伴って発生した副作用、合併症等に対する補償について(P)

() 提供者の権利について

提供者は、提供を受ける者や提供により生まれる子を同定できないこと

提供者に知らせるのは、感染症の検査の結果や採取された精子・卵子・胚の成熟度や数、もしくは提供可能な当該数等の事項等に限られ、精子・卵子の提供によって受精卵が得られたかどうか等の事項は一切知らされないこと

また、提供者が希望すれば、妊娠・出産に成功したかどうかを知ることができること

提供者は、提供に関する同意の撤回ができる以外には、提供したものやその結果生まれた子に対して何ら権利を有さず、義務を負わないこと

3 . 提供により生まれた子について

(1) 親子関係について

出生する子の法的地位について

(法務省法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会で検討中)